

## 川口市まち美化促進プログラム審査基準

### 第1 目 的

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成12年3月23日規則第17号。以下「規則」という。）第6条の審査基準を定めるもの。

### 第2 美化活動内容基準

空きびん、空きかん、たばこの吸い殻、紙くずの収集を行う道路の美化活動。  
ただし、粗大ごみ等については収集しないものとする。

### 第3 美化活動者の基準

美化活動を定期的、且つ、長期的に実施できるボランティア団体とし、団体員は、概ね5名以上とする。

### 第4 活動区域、範囲基準

道路清掃の距離は（市道、県道等に関わらず）概ね50メートル以上の、歩道付道路とする。

ただし、交通量が少なく、安全に活動できる場合はこの限りでない。

### 第5 美化活動の頻度

原則として2か月に1回以上の美化活動ができること。

### 附則

この審査基準は、平成18年8月1日から施行する。

この審査基準は、令和6年4月1日から施行する。